

【新型コロナウイルス関連情報】

ダブリン県における制限措置のレベル3への引き上げ

(9月18日発出領事メール)

ダブリン県における行動制限措置がパンデミック対応計画のレベル2から3に引き上げられました。

1 9月18日、マーティン首相は、ダブリン県において感染状況が悪化しており、緊急かつ断固たる行動を取る必要があるとして、同県における行動制限措置を19日午前0時から3週間、パンデミック対応計画「Resilience & Recovery 2020-2021: Plan for Living with Covid-19」のレベル2から3に引き上げると発表しました。在留邦人の皆様に関係すると思われる部分は以下のとおりです。今後、留意ください。

※首相スピーチ（政府ホームページから）

[https://merrionstreet.ie/en/News-](https://merrionstreet.ie/en/News-Room/News/Speech_by_An_Taoiseach_Micheal_Martin_TD.html)

[Room/News/Speech_by_An_Taoiseach_Micheal_Martin_TD.html](https://merrionstreet.ie/en/News-Room/News/Speech_by_An_Taoiseach_Micheal_Martin_TD.html)

マーティン首相は、新たな制限措置は以下を含むがこれに限定されるものではないと説明しています。詳細は、パンデミック対応計画をご確認下さい。

※パンデミック対応計画

<https://www.gov.ie/en/publication/e5175-resilience-and-recovery-2020-2021-plan-for-living-with-covid-19/>

- (1) 他人の家や庭への訪問：他の1家族のみからの訪問者が6人まで。
- (2) 組織的な屋内イベント：不可。
- (3) 屋外の集会：15人まで。
- (4) レストラン、カフェ、食事を提供するパブ：屋内の食事は不可。テイクアウトとデリバリーは可。15人までの屋外の食事も可。食事を提供しないバーは引き続き閉鎖。
- (5) 長期居住ケア施設の訪問：重篤な状態や特別な配慮を要する事情を除き、一時中断する。
- (6) ダブリン県在住者には、仕事、教育その他必要不可欠な移動を除き県内にとどまることを勧告。
- (7) ダブリン県以外の在住者は、仕事、教育その他必要不可欠な移動を除きダブリン県に行かないことを勧告。
- (8) スポーツ・トレーニング：屋外については、接触を伴わないスポーツにつき、15人までのグループなら可。プロやエリート・アスリート、県対抗スポーツ、シニアクラブ選手権には例外あり。屋内は、個人のトレーニングのみ。スポーツ教室は不可。

(9) 結婚式、葬儀(21日以降、各25人まで)以外の社会的集会、家族の集会は不可。
今週末(19-20日)に予定される結婚式についてはレベル2の制限(50人まで)で可
だが、公衆衛生ガイドラインを遵守のこと。

※注:首相の発言にはありませんが、レベル3における仕事については、「出勤が絶対に必
要でない限りは在宅勤務」としています。

2 在留邦人及び当地滞在中の邦人の皆様におかれましては、アイルランド政府の示した
ガイドラインに従い、感染予防に万全を期してください。

新型コロナウイルスの最新情報は下記に掲載されています。

<当大使館のウェブサイト>

https://www.ie.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00004.html

<保健サービス委員会(HSE)の新型コロナウイルス関連情報ポータルサイト>

<https://www2.hse.ie/coronavirus/?source=banner-www>

<アイルランド政府の新型コロナウイルス関連情報ポータルサイト>

<https://www.gov.ie/en/campaigns/c36c85-covid-19-coronavirus/>

3 万一、新型コロナウイルス感染症に感染と診断されるなどの場合には、下記代表電話に
ご連絡ください。

在アイルランド日本国大使館

電話番号(代表):01-202-8300